

狭山市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン

令和2年5月20日市長決裁

令和2年6月 3日市長決裁

令和5年3月13日市長決裁

(公共施設の開館・開所)

1 狭山市公共施設(以下「公共施設」という。)の開館・開所にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公共施設を利用する者(業者等を含む。以下「利用者」という。)の安全確保のため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 利用者の検温を実施する等、利用者の体調確認を実施すること。
- (2) 風邪症状等(37.5度以上の発熱又は平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の体調不良)が見られる者の利用自粛を求めること。
- (3) 利用者に基本的な感染症対策(手洗い、手指の消毒等)を求めること。
- (4) 公共施設内の換気を徹底すること(密閉空間の回避)。
- (5) 利用者が密集することのないよう徹底すること(密集場所の回避)。
- (6) 利用者間の距離を確保すること(密接場面の回避)。
- (7) 利用者が公共施設を利用する時間は、必要最低限とするよう求めること。
- (8) 公共施設内の机、椅子、手すり、ドアノブ、エレベーターのボタン等について、平素からアルコール等による消毒を実施すること。

(職員又は利用者の感染が判明した場合)

2 公共施設の職員又は利用者の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、「職員本人又は同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際の対応フロー図」を参考に、保健所の指示に従う等適切に対応し、当該公共施設の臨時休業等の必要性については、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定するものとする。

(その他)

3 このガイドラインは、公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための基本的な内容についての指針を作成するものであり、公共施設ごとの個別具体的に検討が必要な事項については、省庁等の最新のガイドライン等を踏まえ、公共施設ごとに定めるものとする。また、再度感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止策等を講ずるものとする。

※公共施設の役割、性質、根拠条例等は公共施設ごとに異なるため、利用制限等を含めた個別具体的な対策については、公共施設ごとに検討することが必要となる。また、指定管理者が管理する公共施設についても、指定管理者との協議、情報共有等が必要となる。

(具体的な検討例)

- ・三つの密の回避を念頭においた利用可能人数の算出(各公共施設の役割、性質等を踏まえ、個別具体的に検討する。)
- ・風邪症状等のある者が、利用自粛の求めに応じない場合の利用制限(根拠条例等に基づき、公共施設ごとに検討する。)
- ・歌唱又は人が交錯する大きな動きを伴う利用の制限、飲食の制限、備品利用の制限、ごみの持ち帰り等(各公共施設の役割、性質等を踏まえ、個別具体的に検討する。)

4 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が廃止されたときは、このガイドラインも廃止する。